

平成 21 年 5 月 27 日

報道各位

～日本貸金業協会自主ルールに基づく～
貸金業者の新聞・雑誌・テレビ CM の広告審査結果について
 (H20.8.1～H21.3.31 間の集計)

附：スポーツ新聞・夕刊紙のモニタリング調査結果

「広告の内容・わかりやすさが大幅に改善」

日本貸金業協会(以下：協会)では、重要な営業活動である広告が、資金需要者等による業者及び商品選択にきわめて大きな影響を与えることから、協会独自の自主ルールに基づく広告審査を行っております。

当協会の審査機関(広告審査小委員会)は、協会員の出稿する題記広告の作品を事前に審査し自主ルールに定める事項(新聞・雑誌 38 項目、テレビ CM28 項目)に抵触していないかを厳しくチェックし、抵触していると判断したものについては改善を要請し、承認番号を付与するまで審査を繰り返しております。(平成 20 年 8 月から「新聞・雑誌」、同年 9 月から「テレビ CM」の審査を開始)。

その結果、スポーツ新聞・夕刊紙に出稿されていた協会員の未承認広告(不適切な広告)が、昨年 10・11 月の調査では 29.7%であったものが、本年 3・4 月の調査では 4.1%まで低下し、また、広告の内容・わかりやすさが大幅に改善されました。以下、その概要についてご報告いたします。

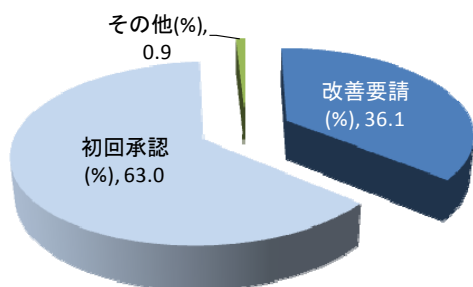
1. 広告事前審査の結果(平成 21 年 3 月 31 日現在)

(1) 対応件数と結果の内訳

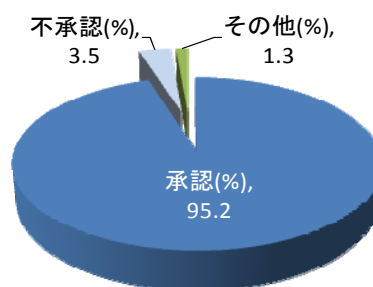
H20 年 8 月～H21 年 3 月 (テレビ CM は H20 年 9 月開始)		新聞・雑誌		テレビ CM		合 計	
新規申請件数		662	100%	31	100%	693	100%
対 応	改善要請件数	241	36.4%	9	29.0%	250	36.1%
	初回承認件数	420	63.4%	17	54.9%	437	63.0%
	その他(注 1)	1	0.2%	5	16.1%	6	0.9%
結 果	承認件数(H21.3.31 時点)	634	95.8%	26	83.9%	660	95.2%
	不承認(申請取下げ)	23	3.5%	1	3.2%	24	3.5%
	その他(注 2)	5	0.7%	4	12.9%	9	1.3%

(注 1) 未審査 6 件(審査前に申請取下げ 1 件・4 月に審査線越 5 件) (注 2) 改善要請中 4 件(広告改善待ち)・未審査 5 件(4 月に審査線越)

【対応件数合計内訳】(H20.8月～H21.3月)



【結果件数合計内訳】(H21.3月末現在)



(2) 審査となる基準 「広告審査に係る審査基準」(「別紙」)

2. 改善要請をした新聞・雑誌広告の例

(1) 審査結果による改善要請項目の内訳

- ・ 新聞・雑誌 38 項目 ・ テレビ CM 28 項目
- ※ 各項目の内容は、次ページを参照。

(2) 「表示義務」項目の未充足

〈具体例〉

- ・ 担保に関する事項（担保の種類・保証人の要否）が表示されていない ⇒74 件
- ・ 協会の相談及び苦情窓口表示の記載要件の不備（受付時間等） ⇒71 件
- ・ 貸付条件等の文字の大きさを9級以上で表示することの不備 ⇒65 件
- ・ 返済回数が表示されていない ⇒37 件
- ・ 返済期間が表示されていない ⇒33 件
- ・ 貸付けの利率の表示の不備（小数点一位までの表示等） ⇒26 件
- ・ 啓発文言が表示されていない ⇒24 件
- ・ ホームページアドレスを表示する場合、当該ホームページに返済シミュレーションを備えていない ⇒21 件

(3) 「表示禁止」項目に抵触

〈具体例〉

- ・ 貸付け審査を全く行わずに貸付けが実行されるかのような表現 ⇒61 件
「即融資」「即日振込」「即日融資」「すぐにお振込み」「スピード融資」
「即日 500 万円迄」「返済で悩む事のない未来をあなたに」
「お電話一本頂ければスピード対応でご融資いたします」等
- ・ 安易な借入れを助長する、またはその疑いがある表現 ⇒22 件
「お電話一本で 50 万円まで積極融資」「若い人大歓迎」
「必ずあなたのお役に立ちます」等
- ・ 債務整理を行った者や破産免責を受けた者にも容易に貸付けを行う旨の表現 ⇒10 件
「再出発応援中」「あなたの再出発を応援します」「あきらめないで」等

(4) 「留意事項」項目に抵触

〈具体例〉

- ・ 利息等の表現を明瞭かつ正確に表示の不備 ⇒74 件
（年〇.〇%という表示ではなく、単に〇.〇%のような年率かどうか不明瞭な表示。遅延損害金同率を「遅同」「遅延同率」のように略された不明瞭な表示等）
- ・ 貸付けの種類毎の限度額が表示されていない ⇒41 件
- ・ 審査をする旨が表示されていない ⇒25 件

《新聞・雑誌広告》 改善要請項目(38項目)		合計 (H20.8~H21.3)	
表示の義務 (⑩項目)	1 商号・名称・氏名・登録番号の表示(登録簿に登録済のもの)	18	2.4%
	2 貸付けの利率の表示(上限利率・小数点一位まで表示)	26	3.5%
	3 返済の方式の表示	18	2.4%
	4 返済期間の表示	33	4.5%
	5 返済回数の表示	37	5.0%
	6 賠償額の予定の表示(違約金・元本割合年率小数点一位まで表示)	17	2.3%
	7 担保に関する事項の表示(担保の種類・保証人の要否)	74	10.1%
	8 電話番号・ホームページアドレス・電子メールアドレス(登録簿に登録済のものに限る、URL・電子メールアドレスを表示の際は電話番号表示必須)	0	0.0%
	9 協会番号の表示	0	0.0%
	10 貸金業協会マークの表示	6	0.8%
	11 協会の相談および苦情窓口の表示	11	1.5%
	12 文字級数は9級以上で表示(該当事項の1-9及び11・15・16)	65	8.8%
	13 協会番号の正しい表示	19	2.6%
	14 貸金業協会マークの適切な表示(視認性の確保)	4	0.5%
	15 協会の相談および苦情窓口の表示の記載要件	71	9.7%
	16 啓発文言の表示	24	3.3%
	17 ホームページアドレスを表示する場合は、当該HPに啓発文言があること	13	1.8%
	18 ホームページアドレスを表示する場合は、当該HPに返済シミュレーションを備えること	21	2.9%
表示の禁止 (⑨項目)	19 安易な借入れを助長する、またはその疑いのある表現	22	3.0%
	20 比較広告	0	0.0%
	21 顧客誘引を目的とした特定の商品を中心的な商品であると誤解させるような表示	8	1.1%
	22 他の貸金業者利用者または返済能力がない者を対象に勧誘する表示	4	0.5%
	23 貸付け審査を全く行わずに貸し付けが実行されるかのような表現	61	8.3%
	24 債務整理を行った者や破産免責を受けた者にも容易に貸付けを行う旨の表現	10	1.4%
	25 他社借入件数、借入金額について考慮しない貸付けを行う旨の表現	4	0.5%
	26 公的な年金、手当等の受給者の借入れ意欲をそそるような表示	1	0.1%
	27 貸付けの利率以外の利率を貸付けの利率と誤解させる表示	1	0.1%
	28 利息等の表現を明瞭かつ正確に表示	74	10.1%
留意事項 (⑪項目)	29 事実に基づかない表現により、資金需要者などに誤認させる恐れのある表現	12	1.6%
	30 貸付けの利率に関する不適切な表示	0	0.0%
	31 携帯電話の表示	0	0.0%
	32 不当景品類及び不当表示防止法・屋外広告物法等を遵守	9	1.2%
	33 審査をする旨を明記	25	3.4%
	34 貸付けの種類ごとの限度額を明記	41	5.6%
	35 礼金、割引金、手数料、調査料等の費用を徴求する場合は、その名称を明記	0	0.0%
	36 無人契約機の場合は「無人契約機」「店頭と同様の審査を行っている旨」を記載	1	0.1%
	37 不動産担保金融などの場合、手数料及び期限前償還の違約金について表示	1	0.1%
	38 返済例を表示する場合は、貸付利率の上限率で計算した例を表示	4	0.5%
	735	100.0%	

《テレビCM》 改善要請項目(28項目)		合計 (H20.9~H21.3)	
表示の義務 (⑨項目)	1 貸付けの利率の表示(上限利率・小数点一位まで表示)(文字級数・露出時間)	6	14.0%
	2 賠償額の予定の表示(違約金・元本割合年率小数点一位)(文字級数・露出時間)	6	14.0%
	3 年齢制限の表示(文字級数・露出時間)	6	14.0%
	4 その他の事項の表示(貸金業法15条要件、考査承認番号、協会番号及びマーク)(文字級数・露出時間)	9	20.9%
	5 啓発文言の表示	0	0.0%
	6 啓発文言の表示(貸付条件表示と別に単独で表示すること)	0	0.0%
	7 啓発文言の表示(とりきり表示、露出時間)	7	16.3%
	8 啓発文言の表示(文字級数)	8	18.6%
	9 ホームページアドレスを表示する場合、当該HPに啓発文言及び返済シミュレーションがあること	0	0.0%
表示の禁止 (⑧項目)	10 安易な借入れを助長する、またはその疑いのある表現	0	0.0%
	11 顧客誘引を目的とした特定の商品を中心的な商品であると誤解させるような表示	0	0.0%
	12 他の貸金業者利用者または返済能力がない者を対象に勧誘する表示	0	0.0%
	13 貸付け審査を全く行わずに貸し付けが実行されるかのような表現	0	0.0%
	14 債務整理を行った者や破産免責を受けた物にも容易に貸付けを行う旨の表現	0	0.0%
	15 他社借入件数、借入金額について考慮しない貸付けを行う旨の表現	0	0.0%
	16 公的な年金、手当等の受給者の借入れ意欲をそそるような表示	0	0.0%
	17 貸付けの利率以外の利率を貸付けの利率と誤解させる表示	0	0.0%
留意事項 (⑪項目)	18 利息等の表現を明瞭かつ正確に表示	0	0.0%
	19 事実に基づかない表現により、資金需要者などに誤認させる恐れのある表現	0	0.0%
	20 貸付けの利率に関する不適切な表示	0	0.0%
	21 携帯電話の表示	0	0.0%
	22 不当景品類及び不当表示防止法・屋外広告物法等を遵守	0	0.0%
	23 審査をする旨を明記	1	2.3%
	24 貸付けの種類ごとの限度額を明記	0	0.0%
	25 礼金、割引金、手数料、調査料等の費用を徴求する場合は、その名称を明記	0	0.0%
	26 無人契約機の場合は「無人契約機」「店頭と同様の審査を行っている旨」を記載	0	0.0%
	27 不動産担保金融などの場合、手数料及び期限前償還の違約金について表示	0	0.0%
	28 返済例を表示する場合は、貸付利率の上限率で計算した例を表示	0	0.0%
	43	100.0%	

※ テレビCMの抵触件数43件の内訳は、

絵コンテ上に、規定の「文字の大きさ」と「露出秒数」の説明がなかったものが39件、

必須表示事項の表示がなかったものが4件であった。

(項目4・考査承認番号仮表示3件、項目23・審査をする旨1件)

3. スポーツ新聞、夕刊紙のモニタリング調査結果

協会員がスポーツ新聞・夕刊紙に出稿する広告について、承認済みであるかどうかを調べるために協会支部による全国モニタリング調査を実施してきました。

	調査年月 (注)	調査 支部数	審査対象広告 (出稿協会員数)	未承認広告 (出稿協会員数)	未承認広告の 割合
第1回	H20年 10月、11月	47支部	のべ 1,577件 (81社)	468件 (22社)	29.7%
第2回	H21年 1月、2月	47支部	のべ 1,289件 (70社)	157件 (12社)	12.2%
第3回	H21年 3月、4月	47支部	のべ 1,006件 (70社)	41件 (3社)	4.1%

(注) 当該月中の任意の1日を調査

- ※ 対応1 未承認広告を出稿した協会員（広告会社）を是正指導した。
- ※ 対応2 広告媒体の業界団体（日本新聞協会、日本民間放送連盟等）、
広告会社の団体（日本広告業協会等）にご協力を依頼した。

その結果、未承認広告(不適切広告)が 29.7%から 4.1%まで低下いたしました。

4. 今後について

- ① 広告事前審査における「初回承認率」の割合を上昇させる。
- ② 「未承認広告」の割合を限りなくゼロに近づける。
- ③ 電話帳広告についても事前審査の対象として審査を実施予定。
- ④ 新聞（地方紙）・雑誌についてもモニタリング調査を実施し、「未承認広告」が出稿されないよう監視・指導を続けていく。
- ⑤ 行政及び広告関係団体等と、更なる協力及び連携する体制を築いていく。

※ 当資料の詳細につきましては、「平成20年度広告出稿審査の状況について」(別添)をご参照ください。

東京都港区高輪三丁目 19 番 15 号
 日本貸金業協会
 (協会員数 2,841社 平成21年4月末現在)
 会長 小杉俊二
 問い合わせ先 コンプライアンス部広告審査課
 電話番号 03-5739-3014
 FAX 番号 03-5739-3027

平成20年度広告出稿審査の状況 について

日本貸金業協会は、協会員が貸金業法及び関係法令を遵守し、協会員間の秩序を保持することを強化促進するために「貸金業の業務運営に関する自主規制基本規則」（以下：自主規制基本規則）を作成し、定款第6条に基づき、協会員がその貸金業の業務に関して行う広告の内容、方法、頻度及び審査に関する事項を定めています。

また、自主規制基本規則第43条第1項において、協会員は、個人向け貸付けの契約に係る「テレビCM」、「新聞及び雑誌広告」を出稿するにあたり、協会が設ける審査機関から承認を得なければならないと定めております。

当協会では、平成19年12月19日に設立後、種々の準備を経て、平成20年8月から「新聞・雑誌」、同年9月から「テレビCM」の広告出稿審査を開始いたしました。

その平成20年度広告出稿審査状況の概要についてご報告いたします。

平成21年 5月27日

日本貸金業協会

平成 20 年度 広告出稿審査の状況について

I. 広告出稿審査の概要

1. 目的

- ▷ 協会の広告において、貸金業法第 15 条に定める貸付条件等の表示や、同第 16 条に定める誇大広告等の禁止事項について遵守させること。
- ▷ 協会の貸金業に関する広告が協会の重要な営業活動であるとともに、当該広告により提供される情報が資金需要者等による業者及び商品選択に与える影響が大きいことにかんがみ、協会の貸金業に関する広告の適正な業務の運営を確保し、もって資金需要者等の利益の保護を図ること。（自主規制基本規則第 40 条）

2. 広告審査の基準

「広告審査に係る審査基準」・・・「自主規制基本規則」第 7 節「広告および勧誘に関する規則」に定めるところの審査対象や、遵守事項、留意事項等をより明確にし、広告審査を円滑に進めるために、平成 20 年 5 月 2 日～31 日のパブリックコメント募集期間を経て、平成 20 年 8 月 1 日に制定した。

3. 広告出稿審査の方法

- (1) 協会が、個人向け無担保無保証における金銭を貸付ける契約に係る広告を「テレビCM」、「新聞及び雑誌」に出稿する場合は、事前に出稿予定の広告原稿を、メール若しくは郵送にて当協会へ申請をする。
- (2) 広告審査小委員会及び事務局コンプライアンス部広告審査課にて、受付後、4 営業日以内に、「広告審査に係る審査基準」に基づいた審査を行う。
- (3) 内容に問題がない広告については、考査承認番号を付与し、内容に問題がある広告については、「広告内容改善要請書」で改善を求める。
一方、協会は、考査承認番号を得た後に、広告掲載媒体へ出稿手続きを行う。

4. 提出書類

- (1) 広告出稿審査申請書
- (2) 広告予定原稿

5. 集計期間

新聞及び雑誌広告：平成 20 年 8 月 1 日～平成 21 年 3 月 31 日
テレビCM：平成 20 年 9 月 1 日～平成 21 年 3 月 31 日

6. 広告出稿審査申請状況

(1) 新規申請総件数

①新聞及び雑誌広告	662件
②テレビCM	31件
合 計	693件

(2) 貸金業登録先別

登録先	のべ会員数	新聞・雑誌	テレビCM
①財務局登録	346会員	315件	31件
②都道府県登録	347会員	347件	0件
合 計	693会員	662件	31件

(3) 広告サイズ別（新聞・雑誌広告）

サイズ区分	広告数	財務局登録	都道府県登録
①一般(全一段以上の広告)	270件	210会員	60会員
②雑報(全一段未満の広告)	392件	105会員	287会員
合 計	662件	315会員	347会員

Ⅱ. 広告出稿審査結果

1. 新規申請^(注)広告に対する審査結果

(注)「新規申請」とは、原案作成後、初めて審査にかける広告原稿の申請である。

なお、審査により「広告審査に係る審査基準」に抵触し、改善要請が出された原稿は、修正のうえ、最終的に承認されるまで申請が繰り返される。

当審査結果は、新規申請された広告が、平成 21 年 3 月末時点で、どのような結果になったかについての件数である。

【新聞・雑誌広告】

◎新規申請総件数 **662件**に対する、平成21年3月末時点における件数内訳。

《審査完了》

- ・承認した件数 **634件** (初回承認420件・改善後承認214件)
- ・申請取下げ件数 **23件**

《審査継続》

- ・未審査の件数 **1件** (次月に繰り越し)
- ・改善中の件数 **4件** (次月以降に繰り越し)

【テレビCM】

◎新規申請総件数 **31件**に対する、平成21年3月末時点における件数内訳。

《審査完了》

- ・承認した件数 **26件** (初回承認17件・改善後承認9件)
- ・申請取下げ件数 **1件**

《審査継続》

- ・未審査の件数 **4件** (次月に繰り越し)

平成20年		8月			9月			10月			11月			12月				
		新聞・雑誌	TV	合計	新聞・雑誌	TV	合計	新聞・雑誌	TV	合計	新聞・雑誌	TV	合計	新聞・雑誌	TV	合計		
新規申請広告件数		110	—	110	117	1	118	92	1	93	67	5	72	73	2	75		
当 月 末 審 査 状 況	審 査 結 果 完 了	承認		71	—	71	110	0	110	77	0	77	62	4	66	57	2	59
		内 訳	初回承認(注2)	(37)	—	(37)	(82)	(0)	(82)	(57)	(0)	(57)	(54)	(4)	(58)	(50)	(2)	(52)
			改善後承認(注3)	(34)	—	(34)	(28)	(0)	(28)	(20)	(0)	(20)	(8)	(0)	(8)	(7)	(0)	(7)
	申請取下(注4)	0	—	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1		
	(注1)																	
	審 査 繼 続	内 訳	未審査(注5)	15	—	15	3	1	4	1	1	2	3	1	4	6	0	6
改善中(注6)			24	—	24	4	0	4	14	0	14	2	0	2	9	0	9	

H21.3.31現在

平成21年		1月			2月			3月				
		新聞・雑誌	TV	合計	新聞・雑誌	TV	合計	新聞・雑誌	TV	合計		
新規申請広告件数		82	0	82	59	10	69	62	12	74		
当 月 末 審 査 状 況	審 査 結 果 完 了	承認		56	0	56	47	1	48	58	8	66
		内 訳	初回承認(注2)	(50)	(0)	(50)	(27)	(0)	(27)	(43)	(8)	(51)
			改善後承認(注3)	(6)	(0)	(6)	(20)	(1)	(21)	(15)	(0)	(15)
	申請取下(注4)	2	0	2	0	0	0	1	0	1		
	(注1)											
	審 査 繼 続	内 訳	未審査(注5)	1	0	1	8	9	17	1	4	5
改善中(注6)			23	0	23	4	0	4	2	0	2	

平成20年8月～平成21年3月末累計(注7)						
		新聞・雑誌	TV	総計		
新規申請広告件数		662	31	693		
平 成 二 十 年 度 末 審 査 状 況	審 査 結 果 完 了	承認		634	26	660
		内 訳	初回承認	(420)	(17)	(437)
			改善後承認	(214)	(9)	(223)
	申請取下	23	1	24		
審 査 繼 続	内 訳	未審査	1	4	5	
		改善中	4	0	4	

(注1)「審査結果完了」…当月中に審査結果が完了した広告件数

「審査継続」…翌月以降に審査結果が繰り越された広告件数

(注2)「初回承認」…最初の審査で「承認」された広告件数

(注3)「改善後承認」…改善要請を受けた後、当月中に再申請があり「承認」された広告件数

(注4)「申請取下」…新規申請の後、当月中に申請取下げとなった広告件数

(注5)「未審査」…当月末に新規申請があったため、審査が翌月に繰り越された広告件数

(注6)「改善中」…改善要請を受けた後、当月中に再申請がなく、翌月以降に対応が繰り越された広告件数

(注7)

上表は、8ヶ月間(平成20年8月～平成21年3月)を通じて提出された新規申請広告(693件)の3月末時点における最終結果である。

「承認」「申請取下」「未審査」「改善中」の件数は、月次の数値の単純合計数とはならない。(月次の数値は、当月に新規申請があった広告の当月末時点の状況の件数のため)

2. 新規及び再申請^(注)広告に対する対応件数(承認・改善要請等対応の総件数)

(注) 「再申請」とは、新規申請広告を審査した結果、内容の改善を要請し、それが修正され、再度申請がなされたもの。

当対応件数は、新規及び再申請された広告を、平成21年3月末時点で、協会が何件対応をしたかについての内訳である。

【新聞・雑誌広告】

◎新規及び再審査の総申請件数 **921件**

(新規申請件数662件・再審査申請件数259件) に対する、
平成21年3月末時点における件数内訳。

《審査対応》

- ・承認した総対応件数 **634件** (初回承認420件・改善後承認214件)
- ・改善要請した総対応件数 **285件** (初回申請241件・2回目以降44件)
(内、申請取下げとなった総件数22件)

《審査未対応》

- ・審査対象外となったため審査取下げとなった件数 **1件** (不動産担保のみの広告に修正された為)
- ・3月末時点での未審査件数 **1件** (4月に処理を繰り越し)

【テレビCM】

◎新規及び再審査の総申請件数 **40件**

(新規申請件数31件・再審査申請件数9件) に対する、
平成21年3月末時点における件数内訳。

《審査対応》

- ・承認した総対応件数 **26件** (初回承認17件・改善後承認9件)
- ・改善要請した総対応件数 **9件** (初回申請9件)

《審査未対応》

- ・未審査で審査取下げとなった件数 **1件**
- ・3月末時点での未審査総件数 **4件** (4月に処理を繰り越し)

平成20年	8月			9月			10月			11月			12月		
	新聞・雑誌	TV	合計	新聞・雑誌	TV	合計	新聞・雑誌	TV	合計	新聞・雑誌	TV	合計	新聞・雑誌	TV	合計
新規申請件数	110	—	110	117	1	118	92	1	93	67	5	72	73	2	75
再審査申請件数	47	—	47	57	0	57	27	0	27	22	1	23	14	0	14
合計	157	—	157	174	1	175	119	1	120	89	6	95	87	2	89

対応件数	承認	71	—	71	142	0	142	82	0	82	72	5	77	60	3	63	
	内訳	初回承認	(37)	—	(37)	(87)	(0)	(87)	(59)	(0)	(59)	(55)	(4)	(59)	(53)	(3)	(56)
		改善後承認	(34)	—	(34)	(55)	(0)	(55)	(23)	(0)	(23)	(17)	(1)	(18)	(7)	(0)	(7)
	改善要請	62	—	62	53	0	53	38	0	38	15	1	16	21	0	21	
	内訳	初回申請	(58)	—	(58)	(42)	(0)	(42)	(35)	(0)	(35)	(10)	(1)	(11)	(17)	(0)	(17)
		2回目以降	(4)	—	(4)	(11)	(0)	(11)	(3)	(0)	(3)	(5)	(0)	(5)	(4)	(0)	(4)
合計	133	—	133	195	0	195	120	0	120	87	6	93	81	3	84		
申請取下げ	0	—	0	4	0	4	2	0	2	7	0	7	2	0	2		

平成21年	1月			2月			3月		
	新聞・雑誌	TV	合計	新聞・雑誌	TV	合計	新聞・雑誌	TV	合計
新規申請件数	82	0	82	59	10	69	62	12	74
再審査申請件数	22	0	22	44	1	45	26	7	33
合計	104	0	104	103	11	114	88	19	107

対応件数	承認	68	0	68	62	1	63	77	17	94	
	内訳	初回承認	(51)	(0)	(51)	(27)	(0)	(27)	(51)	(10)	(61)
		改善後承認	(17)	(0)	(17)	(35)	(1)	(36)	(26)	(7)	(33)
	改善要請	39	0	39	32	1	33	25	7	32	
	内訳	初回申請	(36)	(0)	(36)	(25)	(1)	(26)	(18)	(7)	(25)
		2回目以降	(3)	(0)	(3)	(7)	(0)	(7)	(7)	(0)	(7)
合計	107	0	107	94	2	96	102	24	126		
申請取下げ	3	1	4	2	0	2	3	0	3		

平成21年3月31日現在

H20.8月～H21.3月	新聞・雑誌	TV	総計
新規申請件数	662	31	693
再審査申請件数	259	9	268
合計	921	40	961

対応件数	承認	634	26	660	
	内訳	初回承認	(420)	(17)	(437)
		改善後承認	(214)	(9)	(223)
	改善要請	285	9	294	
	内訳	初回申請	(241)	(9)	(250)
		2回目以降	(44)	(0)	(44)
	合計	919	35	954	
	その他	1	1	2	
未審査	1	4	5		
総合計	921	40	961		
申請取下げ	23	1	24		

3. 広告審査結果における改善要請内容集計結果

「広告審査に係る審査基準」に基づく広告出稿審査の結果、改善のポイントとされる項目(新聞・雑誌 38 項目、テレビCM28 項目)のうち、上位にあがった項目は以下のとおり。

【新聞・雑誌広告】

1 位	74 件(10.1%)	7.「担保に関する事項(担保の種類・保証人の要否)」の表示なし
1 位	74 件(10.1%)	28.「利息等の表現を明瞭かつ正確に表示」の不備(年率表記無し等)
3 位	71 件 (9.7%)	11.「相談および苦情窓口の表示」の記載要件不備(受付時間間違い等)
4 位	65 件 (8.8%)	12.「貸付条件等の文字級数は 9 級以上で表示」の不備
5 位	61 件 (8.3%)	23.「貸付け審査を全く行わずに貸し付けが実行されるかのような表現」に抵触⇒「即日融資」「すぐにお振込み」「スピード融資」等
6 位	41 件 (5.6%)	34.「貸付けの種類ごとの限度額」の明記なし
7 位	37 件 (5.0%)	5.「返済回数」の表示なし
8 位	33 件 (4.5%)	4.「返済期間」の表示なし
9 位	26 件 (3.5%)	2.「貸付けの利率の表示(上限利率・小数点以下一位まで表示)」なし
10 位	25 件 (3.4%)	33.「審査をする旨」の明記なし

※各項目の月別件数と具体例は、次頁の表と数字に対応

平成20年度新聞・雑誌広告出稿審査における「広告審査に係る審査基準」抵触項目集計表

広告審査基準	抵触項目 (1-16.19.20表示の義務等、17.18.21-27表示の禁止、28-38留意事項等)	合計 (H20.8~H21.3)		平成20年					平成21年			主な抵触事例
				8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
I 3	1 商号・名称・氏名・登録番号の表示(登録簿に登録済のもの)	18	2.4%	6	4	1	1	0	1	5	0	法人登録であるにも関わらず「株式会社」の表示なし、「福(0)00000」のような登録行政庁が不明瞭な表示 等
	2 貸付けの利率の表示(上限利率・小数点一位まで表示)	26	3.5%	6	6	1	1	2	1	8	1	貸付け利率の小数点1位までの表示なし 等
	3 返済の方式の表示	18	2.4%	8	4	1	1	0	2	0	2	必須表示事項(返済の方式)の表示なし
	4 返済期間の表示	33	4.5%	10	8	3	3	0	4	0	5	必須表示事項(返済期間)の表示なし
	5 返済回数の表示	37	5.0%	13	10	4	2	0	2	2	4	必須表示事項(返済回数)の表示なし
	6 賠償額の予定の表示(違約金・元本割合年率小数点一位まで表示)	17	2.3%	10	4	0	1	0	2	2	0	必須表示事項(賠償額の予定)の表示なし
	7 担保に関する事項の表示(担保の種類・保証人の要否)	74	10.1%	22	15	9	3	2	8	8	7	必須表示事項(担保及び保証人の要否)の表示なし
	8 電話番号・ホームページアドレス・電子メールアドレス(登録簿に登録済のものに限る、URL・電子メールアドレスを表示の際は電話番号表示必須)	0	0.0%	0	0	0	0	0	0	0	0	—
	9 協会員番号の表示	0	0.0%	0	0	0	0	0	0	0	0	—
	10 貸金業協会マークの表示	6	0.8%	0	0	2	2	0	0	0	2	当該条件の必須表示事項(協会員マーク)の表示なし
	11 相談および苦情窓口の表示	11	1.5%	0	0	3	2	2	2	0	2	当該条件の必須表示事項(協会相談窓口)の表示なし
	12 文字級数は9級以上で表示(該当事項の1-9及び11・15・16)	65	8.8%	4	16	15	1	8	12	6	3	必須表示要件(9級以上)での表示なし
	13 協会員番号の正しい表示	19	2.6%	8	1	3	0	0	4	0	3	協会名称の不正確な略称や協会員番号桁数の不正確な表示
	14 貸金業協会マークの適切な表示(視認性の確保)	4	0.5%	0	0	0	0	0	4	0	0	視認性が確保できない4mm未満のサイズでの表示
	15 相談および苦情窓口の表示の記載要件	71	9.7%	25	9	10	8	2	13	3	1	受付時間の間違い、罫線囲み無しのような不正確・不的確な表示 等
	16 啓発文言の表示	24	3.3%	7	7	2	4	0	3	0	1	必須表示事項(啓発文言)の表示なし
	17 安易な借り入れを助長する、またはその疑いのある表現	22	3.0%	1	4	5	0	4	3	4	1	「お電話一本で50万円まで積極融資!」「若い人大歓迎!」「必ずあなたのお役に立ちます」等のような表示
	18 比較広告	0	0.0%	0	0	0	0	0	0	0	0	—
(4)-③	19 ホームページアドレスを表示する場合は、当該HPに啓発文言があること	13	1.8%	0	3	6	0	1	2	1	0	当該ホームページに必須表示事項(啓発文言)の表示なし
	20 ホームページアドレスを表示する場合は、当該HPに返済シミュレーションを備えること	21	2.9%	0	3	8	0	4	4	1	1	当該ホームページに必須表示事項(返済シミュレーション)の表示なし
	21 顧客誘引を目的とした特定の商品を中心とした商品であると誤解させるような表示	8	1.1%	0	2	1	2	2	0	0	1	期間、内容詳細が不明な「低利キャンペーン」「今なら低金利」「今がチャンス」「特別融資キャンペーン中」等のような表示
III	22 他の貸金業者利用者または返済能力がない者を対象に勧誘する表示	4	0.5%	2	0	0	0	0	0	0	2	「他店ご利用中の方もOK!」「件数・金額等ご相談」「他社で断られた方にも前向き審査」等のような表示
	23 貸付け審査を全く行わずに貸し付けが実行されるかのような表現	61	8.3%	12	12	6	2	4	7	11	7	「即融資!」「即日振込」「即日融資」「すぐにお振込み」「スピード融資」「即日500万円迄」「お電話一本頂ければスピード対応でご融資いたします」「返済で悩む事のない未来をあなたに」等のような表示
	24 債務整理を行った者や破産免責を受けた者にも容易に貸付けを行う旨の表現	10	1.4%	3	0	0	0	2	1	3	1	「再出発応援中」「あなたの再出発を応援します」「あきらめないで」等のような表示
	25 他社借入件数、借入金額について考慮しない貸付けを行う旨の表現	4	0.5%	1	0	0	0	2	0	0	1	「件数・金額等ご相談」「他社で断られた方にも前向き審査」「もうあきらめていませんか」等のような表示
	26 公的な年金、手当等の受給者の借り入れ意欲をそそるような表示	1	0.1%	0	0	0	0	0	1	0	0	「高齢者の方でも安心」のような表示
	27 貸付けの利率以外の利率を貸付けの利率と誤解させる表示	1	0.1%	0	0	1	0	0	0	0	0	「金利割引率5.1%OFF」を、貸付け利率12.9%より大きくした表示
	28 利息等の表現を明瞭かつ正確に表示	74	10.1%	24	12	5	3	4	10	9	7	年率〇.〇%、年〇.〇%など年率表記の欠如、「運同」「運年」「遅延同率」等のような不明瞭な表示
IV	29 事実に基づかない表現により、資金需要者などに誤認させる恐れのある表現	12	1.6%	2	4	1	1	2	1	1	0	「相談優良店」「近畿財務局長認可」「安心と信頼」等のような表示
	30 貸付けの利率に関する不適切な表示	0	0.0%	0	0	0	0	0	0	0	0	—
	31 携帯電話の表示	0	0.0%	0	0	0	0	0	0	0	0	—
	32 不当景品類及び不当表示防止法・屋外広告物法等を遵守	9	1.2%	0	0	6	0	3	0	0	0	キャンペーン内容(実施期間、要件)が不明な「お客様ご紹介キャンペーン実施中!」等のような表示
	33 審査をする旨を明記	25	3.4%	7	8	1	1	0	5	2	1	必須表示事項(審査をする旨)の表示なし
	34 貸付けの種類ごとの限度額を明記	41	5.6%	20	9	3	1	0	4	3	1	必須表示事項(貸付け)
	35 礼金、割引金、手数料、調査料等の費用を徴求する場合は、その名称を明記	0	0.0%	0	0	0	0	0	0	0	0	—
	36 無人契約機の場合は「無人契約機」「店頭と同様の審査を行っている旨」を記載	1	0.1%	0	1	0	0	0	0	0	0	当該条件の必須表示事項(無人契約機も店頭と同様の審査を行っている旨)の表示なし
	37 不動産担保金融などの場合、手数料及び期限前償還の違約金について表示	1	0.1%	0	1	0	0	0	0	0	0	当該条件の必須表示事項(手数料等)の表示なし
	38 返済例を表示する場合は、貸付利率の上限率で計算した例を表示	4	0.5%	1	0	2	0	0	0	1	0	返済例が上限の率での表示なし

【テレビCM】

1位	9件(20.9%)	4.「貸付条件等のその他の事項(法15条要件、審査承認番号、協会番号及びマーク)」の表示の不備 (絵コンテ上に露出秒数・文字級数の表示なし、仮審査承認番号の表示なし)
2位	8件(18.6%)	8.「啓発文言の表示(文字級数)」の不備 (絵コンテ上に文字級数の表示なし)
3位	7件(16.3%)	7.「啓発文言の表示(とりきり表示、露出時間)」の不備 (絵コンテ上に露出秒数の表示なし)
4位	6件(14.0%)	1.「貸付けの利率の表示」の不備 (絵コンテ上に露出秒数・文字級数の表示なし)
4位	6件(14.0%)	2.「賠償額の予定の表示」の不備 (絵コンテ上に露出秒数・文字級数の表示なし)
4位	6件(14.0%)	3.「年齢制限の表示」の不備 (絵コンテ上に露出秒数・文字級数の表示なし)
7位	1件(2.3%)	23.「審査をする旨」の表示なし

※各項目の月別件数と具体例は、次頁の表と数字に対応

平成20年度テレビCM出稿審査における「広告審査に係る審査基準」抵触項目集計表

広告審査基準	抵触項目 (1-8.10表示の義務等、9.11-17表示の禁止、18-28留意事項等)	合計 (H20.9～H21.3)		平成20年				平成21年			主な抵触事例		
				9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月			
I	(1)-① 1	貸付けの利率の表示(上限利率・小数点一位まで表示)	6	14.0%	0	0	0	0	0	0	6	絵コンテ上に、露出秒数、文字級数の表示なし	
	(1)-② 2	賠償額の子定の表示(違約金・元本割合年率小数点一位まで表示)	6	14.0%	0	0	0	0	0	0	6	絵コンテ上に、露出秒数、文字級数の表示なし	
	(1)-③ 3	年齢制限の表示	6	14.0%	0	0	0	0	0	0	6	絵コンテ上に、露出秒数、文字級数の表示なし	
	(1)-④ 4	その他の事項の表示(貸金業法15条要件、審査承認番号、協会番号及びマーク)	9	20.9%	0	0	1	0	0	1	7	絵コンテ上に、露出秒数、文字級数の表示なし、必須表示事項(仮審査承認番号)の表示なし	
	(2) 5	啓発文言の表示	0	0.0%	0	0	0	0	0	0	0	—	
	2	(3)-① 6	啓発文言の表示(貸付条件表示と別に単独で表示すること)	0	0.0%	0	0	0	0	0	0	0	—
		(3)-② 7	啓発文言の表示(とりきり表示、露出時間)	7	16.3%	0	0	0	0	0	1	6	絵コンテ上に、露出時間の表示なし
		(3)-③ 8	啓発文言の表示(文字級数)	8	18.6%	0	0	0	0	0	1	7	絵コンテ上に、文字級数の表示なし
		(4)-① 9	安易な借入を助長する、またはその疑いのある表現	0	0.0%	0	0	0	0	0	0	0	—
	(4)-② 10	ホームページアドレスを表示する場合、当該HPに啓発文言及び返済シミュレーションがあること	0	0.0%	0	0	0	0	0	0	0	—	
III	2	11	顧客誘引を目的とした特定の商品を中心的な商品であると誤解させるような表示	0	0.0%	0	0	0	0	0	0	—	
	3	12	他の貸金業者利用者または返済能力がない者を対象に勧誘する表示	0	0.0%	0	0	0	0	0	0	—	
	4-①	13	貸付け審査を全く行わずに貸し付けが実行されるかのような表現	0	0.0%	0	0	0	0	0	0	—	
	4-②	14	債務整理を行った者や破産免責を受けた物にも容易に貸付けを行う旨の表現	0	0.0%	0	0	0	0	0	0	—	
	4-③	15	他社借入件数、借入金額について考慮しない貸付けを行う旨の表現	0	0.0%	0	0	0	0	0	0	—	
	5	16	公的な年金、手当等の受給者の借り入れ意欲をそそるような表示	0	0.0%	0	0	0	0	0	0	—	
	6	17	貸付けの利率以外の利率を貸付けの利率と誤解させる表示	0	0.0%	0	0	0	0	0	0	—	
IV	1-①	18	利息等の表現を明瞭かつ正確に表示	0	0.0%	0	0	0	0	0	0	—	
	1-②	19	事実に基づかない表現により、資金需要者などに誤認させる恐れのある表現	0	0.0%	0	0	0	0	0	0	—	
	1-③	20	貸付けの利率に関する不適切な表示	0	0.0%	0	0	0	0	0	0	—	
	1-④	21	携帯電話の表示	0	0.0%	0	0	0	0	0	0	—	
	1-⑤	22	不当景品類及び不当表示防止法・屋外広告物法等を遵守	0	0.0%	0	0	0	0	0	0	—	
	2-①	23	審査をする旨を明記	1	2.3%	0	0	0	0	0	1	必須表示事項(審査をする旨)の表示なし	
	2-②	24	貸付けの種類ごとの限度額を明記	0	0.0%	0	0	0	0	0	0	—	
	2-③	25	礼金、割引金、手数料、調査料等の費用を徴求する場合は、その名称を明記	0	0.0%	0	0	0	0	0	0	—	
	2-④	26	無人契約機の場合は「無人契約機」「店頭と同様の審査を行っている旨」を記載	0	0.0%	0	0	0	0	0	0	—	
	2-⑤	27	不動産担保金融などの場合、手数料及び期限前償還の違約金について表示	0	0.0%	0	0	0	0	0	0	—	
2-⑥	28	返済例を表示する場合は、貸付利率の上限率で計算した例を表示	0	0.0%	0	0	0	0	0	0	—		
			43	100.0%	0	0	1	0	0	3	39		

Ⅲ. 広告モニタリング結果

当協会では、金融庁（財務(支)局、沖縄総合事務局）、東京都、大阪府、愛知県及び福岡県が行った貸金業者による広告の調査と同時に、夕刊紙・スポーツ紙の平成 20 年 4 月 21 日発行分に掲載された協会会員による広告について、その内容が自主規制基本規則等に則ったものとなっているか調査を行った。

その結果、掲載された協会員の広告のうち、約 9 割が規則に照らし不適切と判断された。詳細と対応は、以下の通り。

(1) 調査の結果

・ 広告掲載協会員数	106 社
うち不適切な広告を掲載した協会員数	100 社
・ 掲載広告総数	242 件
うち広告種類件数	154 件
（※単一業者が、同内容の広告を複数掲載していた場合は、1 種類とみなし 1 件としてカウント）	
うち自主規制基本規則等に照らし不適切な広告数	138 件

(2) 調査結果を踏まえた対応

- ・ 不適切な内容と認められる広告を掲載した協会員 99 社に対して、是正指導等を行った。（不適切な広告を掲載した協会員のうち、1 社は廃業済み）

現在、当協会では、スポーツ新聞・夕刊紙およびテレビ CM に関し、モニタリング調査を行っており、各行政とは情報交換等を実施しながら協力連携を図っている。

1. スポーツ新聞・夕刊紙のモニタリング調査結果

スポーツ新聞・夕刊紙に掲載されている協会の広告が、自主規制基本規則第43条に定める広告出稿審査を受けて承認された広告かどうかについて、全国の支部を活用したモニタリング調査を以下のとおり実施した。

	調査年月	調査支部数	審査対象広告 (出稿協会員数)	未承認広告件数 (出稿協会員数)	未承認広告割合
第1回 (前期)	H20年10月 (任意の1日)	16支部	612件(70社)	215件(19社)	35.1%
第1回 (後期)	H20年11月 (任意の1日)	31支部	965件(77社)	253件(17社)	26.2%
第1回 (合計)	H20年 10・11月	47支部	1,577件(81社) (注)	468件(22社) (注)	29.7%

(注)前期又は後期に広告出稿していた実質協会員数

第2回 (前期)	H21年1月 (任意の1日)	23支部	628件(64社)	82件(12社)	13.1%
第2回 (後期)	H21年2月 (任意の1日)	24支部	661件(65社)	75件(6社)	11.3%
第2回 (合計)	H21年 1・2月	47支部	1,289件(70社) (注)	157件(12社) (注)	12.2%

(注)前期又は後期に広告出稿していた実質協会員数

第3回 (前期)	H21年3月 (任意の1日)	24支部	548件(62社)	28件(3社)	5.1%
第3回 (後期)	H21年4月 (任意の1日)	23支部	458件(50社)	13件(2社)	2.8%
第3回 (合計)	H21年 3・4月	47支部	1,006件(74社) (注)	41件(3社) (注)	4.1%

(注)前期又は後期に広告出稿していた実質協会員数

※ 第1回の全国調査結果においては、スポーツ新聞等の広告のうち、審査対象広告に対して未承認で出稿されていた広告の割合が、29.7%(22社)あったが、未承認で広告を出稿していた当該会員に対する指導を実施するにしたがって、第2回の全国調査では、12.2%(12社)、第3回の全国調査では、4.1%(3社)と、未承認広告の割合が減少傾向にある。

2. テレビCMのモニタリング調査結果

自主規制基本規則第48条に定めるテレビCMに関する「放送時間帯」「放送総量」「放映番組」に関する留意事項について、協会員が遵守しているかどうかについてのモニタリング調査を以下のとおり実施した。

(1) 調査委託会社：株式会社ビデオリサーチ

(2) 調査対象地域：

平成20年4～6月 関東地区5局 (日本テレビ、TBSテレビ、フジテレビ、テレビ朝日、テレビ東京)

7～9月 関西地区5局 (読売テレビ、毎日放送、関西テレビ、朝日放送、テレビ大阪)

10～12月 名古屋地区5局 (中京テレビ、中部日本放送、東海テレビ、名古屋テレビ、テレビ愛知)

平成21年1～3月 関東地区5局 (日本テレビ、TBSテレビ、フジテレビ、テレビ朝日、テレビ東京)

(3) テレビCMを出稿していた協会員数：11社

(4) 調査の結果、自主規制基本規則に抵触していた件数：2件(2社)

- ・放送禁止時間帯(7:00～9:00)に出稿
- ・放送総量上限100本(15秒=1本換算)を超える102本出稿
(2件の原因：テレビ局と広告会社の連絡・調整ミス)

VI. 広告関係団体等の連携及び協力

広告は、資金需要者から見れば、貸金業者の選定、有利な条件の選択に関わる重要な情報源であり、資金需要者保護の観点から、適正でなければならない。

適正な広告が出稿されるためには、広告を出稿する協会員だけではなく、広告会社や広告媒体の協力がなくと難しいことから、当協会では、精力的に広告関係団体等との連携及び協力体制の構築を図っている。

平成 20 年度に実施した広告関係団体等との連携及び協力に関する活動については、以下のとおりである。

<平成 20 年>

- 4 月 10 日発行 社団法人日本広告審査機構(JARO)広報誌「REPORT JARO」に「日本貸金業協会の設立と自主規制活動」を寄稿
- 5 月 15 日 JARO 広告研究講座「広告法務の基礎と媒体考査」を受講
- 5/7～5/21 金融庁・行政と同時に行った夕刊紙等における協会員広告一斉調査・指導実施
- 6 月 3 日 JARO 第 34 回通常総会記念講演出席
- 7 月 9 日 社団法人日本民間放送連盟へテレビ CM 審査について説明
- 7 月 24 日 社団法人日本雑誌広告協会へ雑誌広告の審査開始について説明
- 7 月 25 日 社団法人関西広告審査協会において広告出稿時の注意点について講演
- 8 月 11 日 社団法人日本民間放送連盟とテレビ CM 審査について意見交換
- 8 月 12 日 NTT 番号情報株式会社と電話帳広告の審査基準について意見交換
- 8 月 21 日 社団法人日本民間放送連盟へテレビ CM 審査開始について説明
- 9 月 26 日 関東交通広告協議会へ協会の自主規制の説明及び意見交換
- 10 月 16 日 財団法人新聞広告審査協会の会員社研修会において「貸金業の広告に係る審査基準」について講演
- 10 月 24 日 インターネット広告推進協議会へ協会の自主規制の説明及び意見交換
- 11 月 5 日 社団法人日本広告業協会へ協会の自主規制の説明及び意見交換
- 11 月 7 日 社団法人日本新聞協会へ協会の広告適正化について説明
- 11 月 13 日 日本アフィリエイト・サービス協会へ協会自主規制の説明及び意見交換
- 11 月 17 日 社団法人日本広告審査機構(JARO)へ協会の自主規制の説明及び意見交換

<平成 21 年>

- 1 月 5 日 広告会社 22 社へ当協会の広告の適正化について協力依頼
- 1 月 7 日 社団法人日本広告業協会へ当協会の広告の適正化について協力依頼
- 1 月 14 日 広告業協同組合へ当協会の広告の適正化について協力依頼
- 1 月 15 日 社団法人日本新聞協会へ当協会の広告の適正化について協力依頼
- 1 月 23 日 社団法人日本雑誌広告協会と貸金業に関する自主基準について意見交換

- 2月13日 JARO 広告研究講座「CGM 領域・ブログ広告について、東京都におけるインターネット上の広告表示の適正化の取り組みについて」を受講
- 2月26日 民放連・消費者金融 CM に関する在京テレビ5社連絡会へ広告審査小委員会の活動について説明
- 3月9日 JARO 主催 関係団体協議会（民間自主規制団体）に出席
- 3月27日 民放連・全国考査責任者会議にて協会の広告審査体制等について説明

以 上

お問い合わせは下記にお願いします

〒108-0074 東京都港区高輪 3-19-15 二葉高輪ビル3階

日本貸金業協会 コンプライアンス部 広告審査課

TEL 03-5739-3014

FAX 03-5739-3027

E-mail : koukoku@j-fsa.jp